

地域包括支援センター

だより

vol.19



高齢者が虐待を受けていると思われるも「通報して良いのか？」と悩んでいませんか？

虐待の通報は、虐待を受けている高齢者を守るだけでなく、虐待を行っている人を救うことにもなります。通報を受けた機関は、守秘義務を徹底しています。通報者の情報を漏らすことは絶対にありません。通報者は守られます。

高齢者虐待防止法について（平成18年4月1日施行）

この法律は、高齢者虐待の防止と、養護者（介護者）に対する支援を行うことで、高齢者の権利を擁護することを目的としています。

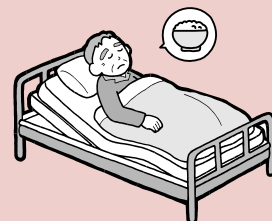
虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村へ通報する義務があります。

市町村は、通報を受け、必要に応じて立入り調査や高齢者を保護します。併せて、養護者の負担を軽くするように支援をしていきます。



高齢者虐待の類型は次の5つに分類されます。

- ①身体的虐待（なぐる・蹴るなどの暴力）
- ②介護の放棄・放任（食事・身の回りの世話をしない）
- ③心理的虐待（著しい暴言、拒絶的な対応、無視など）
- ④性的虐待（高齢者にわいせつな行為をすること、またはさせること）
- ⑤経済的虐待（高齢者の財産を不当に使用する、処分するなど）



高齢者の介護は、介護者（家族）の精神的な負担が大きいものです。介護している家庭に声をかけるなど、近隣で暖かく見守ってください。もし、虐待のサインに気づいたら早めにご相談ください。虐待は、身近な地域で起こりうる問題としてとらえ、早期に気づくことが虐待防止の第一歩となります。

また、施設等で介護に従事する人も虐待のサインに気づいたら家庭での虐待と同様に市町村へ通報する義務があります。通報を理由として、解雇その他不利益な取扱いは受けないことと虐待防止法によって守られていますのでご安心ください。

高齢者虐待に関する相談窓口：地域包括支援センター（役場福祉課内） TEL 85-4835

200ml・400ml 献血にご協力をお願いします

いつでも患者さんに血液をお届けできるよう、定期的な献血のご協力をお願いいたします。

八竜地域 11月13日

山本地域 12月6日



◆問い合わせ先 三種町保健センター TEL 83-5555

年末調整説明会のお知らせ

平成25年分の年末調整関係事務説明会を開催します。

日時 11月14日
受付開始 13:00
説明会 13:30~15:30

場所 能代市文化会館 大ホール
対象地域 能代市・三種町・八峰町・藤里町

◆問い合わせ先

能代税務署 源泉所得税担当 TEL 52-6111

※自動音声につながりますので、メッセージに従って「2」を選択してください。